

## 第66期個別修習プログラムの実情

プログラムの概要		提供庁数	
裁判所	(1)通常事件	50	
	(2)特殊事件	保全	40
		執行	44
		破産	42
(3)家庭裁判所	50		
検察庁	(1)捜査・公判(1箇月)	49	
	(2)捜査・公判(2週間)	37	
	(3)見学等	49	
弁護士会	(1)他事務所修習	31	
	(2)特殊事件	保全	18
		執行	12
		倒産	36
		行政	16
		労働	34
		家事	26
		少年	36
	(3)専門分野	消費者問題等	40
		民事暴力	17
		交通事故	31
		人権	24
		高齢・障害	32
	犯罪被害者	20	
(4)公益的活動	20		
(5)その他	法テラス	26	
	民間	24	
	自治体等	19	
共同	民事模擬裁判(模擬和解を含む.)	20	
	刑事模擬裁判	50	

※ 各庁から報告されたプログラム案内から分析したものであり、集計された提供庁数は概数である。